

物価高騰対策プレミアム商品券 取扱店募集要項

1 発行の目的

物価高騰の影響を受けている市内全世帯の家計を応援し、市内消費に刺激を与え市内経済の活力回復及び産業の振興に資することを目的にプレミアム商品券を発行します。

2 商品券の概要

発行数	約 79,000 冊
額面	商品券 1 枚あたり 500 円 (500 円×20 枚)
販売単位等	1 冊 10,000 円分を 1,000 円で販売
販売期間	令和 8 年 3 月下旬 ~ 令和 8 年 6 月 30 日 (火)
使用期間	令和 8 年 3 月下旬 ~ 令和 8 年 7 月 31 日 (金)
購入対象者	基準日 (令和 8 年 3 月 1 日) において、本市の住民基本台帳に記録されている方。 基準日の翌日 (令和 8 年 3 月 2 日) から令和 8 年 3 月 31 日までの間において、本市の住民基本台帳に記録された方。
販売方法等	対面販売
購入限度	1 人 1 冊

3 商品券の使用対象にならないもの

以下の(1)から(10)に掲げるものとする。

- (1) 出資や債務の支払い (税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ (喫煙用タバコ等) の購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料 (一時預りを除く) 等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) に基づく風俗営業等において提供される役務
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 商品券の交換又は売買
- (10) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

4 取扱店の参加資格

次のいずれにも該当するもので、始良市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。

- (1) 始良市内に店舗、事業所等を有する事業者
- (2) 次の①から④に該当する事業者でないもの
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行っている事業者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ③ 上記「3 商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者

- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は取扱店において使用期間内に限り使用可能とします。
- (2) 購入後の返品はできません。
- (3) 商品券を現金化することはできません。
- (4) 商品券額面に使用額が満たない場合でも、釣り銭は出ません。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください（換金できません）。
- (6) 商品券を取扱店自らの事業上取引（商品の仕入れ等）に使用してはいけません。
- (7) 使用済み商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造、換金期間切れ等による損失に対して、発行者（始良市）は責任を負いません。
- (8) 取扱店において、本券を使用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう明示する義務を負います。
- (9) 個人情報の取り扱いについては、十分留意してください。

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを使用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用者が持ち込んだ商品券は、必ず目視による確認（商品券見本を参照）を行ってください。色合いが明らかに違うなど偽造が疑われる商品券については、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに始良市商工観光課まで報告してください。また、汚損・破損等が激しい商品券についても、受け取りを拒否してください。換金できないことや、換金後に損害金を請求されることもあります。
- (3) 原則として、商品券は店舗での使用時に店側で綴りから切り離します。切り離し済みの商品券の使用を求められた場合には、冊子を提示してもらい、確認を入念に行うなど、慎重に対応してください。
- (4) 商品券受領後は、裏面所定欄に取扱店を押印、または、店名を記載することとし、既に取扱店名のある商品券については、受け取りを拒否してください。
- (5) 始良市が取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めたときは、これに同意し、協力してください。

7 申込手続きについて

<申込方法>

本募集要項に同意の上、登録申請フォームに必要項目を入力すること。または、別紙「始良市プレミアム商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、始良市役所商工観光課へ原則郵送してください。

申込書類は始良市ホームページ（<http://www.city.aira.lg.jp>）でダウンロードできます。

なお、送付先及び問合せ先については「9 事務局の所在地」をご確認ください。

<申込期限>

第1次申込期限 : 令和8年2月13日（金） 午後5時必着

第1次申込以後の期限 : 令和8年7月31日（金） 午後5時必着

※ 令和8年2月13日（金）までに申し込みをされた店舗のうち、取扱店として承認された店舗については、商品券販売時に市民へ配布予定の「取扱店一覧（リーフレット）」に掲載予定です。

2月16日以降の受付分は、市ホームページで情報を更新し、周知します。

<申込後の審査・承認>

申込のあった事業者は、始良市の審査を経て、承認を得られた場合は取扱店として登録されます。登録店舗へは、後日取扱店証明書とあわせて、取扱店ポスター等が送付されます。

<その他>

- ・ 始良市内に複数店舗が存在する場合でも、店舗ごとに申込してください。

- ・ 配布物として、ポスター、商品券見本、取扱店舗マニュアル等を取扱店舗証明書とあわせて郵送します。

8 換金について

取扱店においては、登録、換金にかかる費用負担はありません。換金時は商品券、請求書、取扱店証明書を市が指定する換金場所にお持ち頂き後日、登録口座に振り込み致します。

【換金場所】 始良市役所始良庁舎本館3階 商工観光課窓口

【請求期間】 令和8年4月下旬～8年8月31日(月)

9 始良市プレミアム商品券事務局の所在地

始良市役所商工観光課

〒899-5492 始良市宮島町25番地(始良市役所始良庁舎本館3階)

TEL 0995-66-3145 (平日8:30~17:15)

10 取扱店の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合や、登録内容に虚偽が認められた場合、換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は、損害賠償を請求する場合があります。

11 その他留意事項

- (1) 本募集要項に記載のない事項については、上記9「事務局の所在地」記載の電話番号へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として始良市のホームページ等で広報予定です。